

令和2年6月29日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立玉出中学校
校長 村瀬 香織

家庭での日常の健康状態の把握について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先にご案内のように令和2年6月15日（月曜日）から学校における通常授業を再開したところです。

このたび、大阪における感染状況を踏まえ、幼児児童生徒が登校を控えていただく基準を一部変更させていただくことといたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、引き続きご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

◎家庭での日常の健康状態の把握

- ・これまでと同様にご家庭で、毎朝、お子様の体温を測る等、ご家族のみなさまの健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いいたします。また、登校に際しては、必ずお子様に持たせるようにしてください。
- ・**お子様が、次の状況（①～④）になった際は、学校にご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。** 授業日ですが、子どもの安全を確保するため、欠席扱いとはなりません（出席停止）。

① **お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合**

② お子様、保健所等から濃厚接触者と認定された場合

③ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合

具体的には、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が 37.5 度前後より高い状態)以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合

なお、お子様の症状が改善された場合でも、すぐに登校させるのではなく、登校できる日について学校にご相談ください。

【出席停止の期間】

本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登校の

可否並びにその時期に関する指示に従うこと*

※ ただし、医療機関をやむを得ず受診できなかった場合は、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日まで。

④ お子様と同居されているご家族が、PCR 検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合

・上記③の場合で、お子様の健康状態に、次のめやすの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

◆ 「新型コロナウイルス受診相談センター」へ相談するめやす

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。
 - ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）。
- 基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。

*新型コロナウイルス受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）

*医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

・引き続き授業中等に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。